

## 子どものしあわせのために

### ● こども医療費支給制度

子どもの健康の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18歳年度末までの子どもが医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成する制度です。

医療機関を受診する際は、窓口で健康保険証と併せて「こども医療費受給資格証」の提示が必要です。出生や転入などで新たに受給資格が生じた際は15日以内に手続きをしてください。

### ● ひとり親家庭等医療費支給制度 ※所得制限あり

母子・父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、経済的負担を軽減するため、18歳年度末（一定の障害のある場合は20歳未満）までの子どもおよび父または母が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成する制度です。医療機関を受診する際は、窓口で健康保険証と併せて「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の提示が必要です。出生や転入などで新たに受給資格が生じた際は15日以内に手続きをしてください。

### ● 児童手当制度 ※9月まで所得制限あり

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している方に手当が支給される制度です。

出生や転入などで新たに受給資格が生じた際は15日以内に手続きをしてください。

年3回（6月・10月・2月）それぞれ4ヶ月分を口座振り込みにより支給します。

- 令和6年10月支給分から児童手当制度が変わります！ -

- ・支給期間を高校生年代（18歳年度末）まで延長 ・所得制限撤廃にともない、特例給付廃止
  - ・第3子以降月額30,000円〜倍増 ・年6回支給（偶数月）※児童手当制度改正後初回支給は12月
- 必要な手続きにつきましては、詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

### ● 児童扶養手当制度 ※所得制限あり

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当が支給される制度です。支給対象は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、その子どもを育てている父または母に一定の障害があるときです。

《手当支給の対象期間》

申請を受け付けた翌月分から、子どもが18歳到達後最初の3月31日まで

（父または母に一定の障害がある場合は、20歳未満）

### ● 特別児童扶養手当制度 ※所得制限あり

児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当が支給される制度です。支給対象は、身体または精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父若しくは母、または父母にかわってその児童を養育している方です。

《手当支給の対象期間》

申請を受け付けた翌月分から、子どもが20歳になる誕生日の前日が属する月分まで

※20歳の誕生日が令和7年1月1日の場合：令和6年12月分まで

### ● 遺児手当支給制度

児童の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として、手当が支給される東秩父村独自の制度です。支給対象は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方、若しくはその子どもの保護者です。

《手当支給の対象期間》

認定された日の属する月から、子どもが15歳到達後最初の3月31日まで

### ● 出産祝い金支給制度

出産の奨励を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的として、手当を支給する制度です。支給対象者は生まれた子を養育している父または母に支給されます。支給額は第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降150,000円です。

### ● 東秩父村出産・子育て応援給付金支給制度

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的として給付金を支給する制度です。支給対象は東秩父村に住所を有し、妊娠・出産の届出を行った方です。また、配偶者からの暴力等を理由に村に避難している場合など居住実態がある場合は支給対象となります。支給額は、【出産応援給付金】妊娠一回につき50,000円 【子育て応援給付金】出生子ども1人につき50,000円です。

### ● 問合せ 住民福祉課 ☎82-1226